

高齢者インフルエンザ予防接種を受ける前に

以下の注意事項をよく読み、裏面の有効性（ベネフィット）や安全性（リスク）を理解してから受けましょう。

接種期間：令和 8 年 1 0 月 1 日（木） ～ 令和 9 年 1 月 3 1 日（日）

対象者 65 歳以上であま市に住民登録がある人（接種日現在）

※60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり身体障害 1 級に該当する方も対象となります（事前に保健センターで手続きが必要です。）。

自己負担金 1,500 円（接種費用の一部を負担していただきます。）

※接種は接種期間内に 1 回限りです。2 回目以降の接種費用は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

注意事項

▶ 予防接種を受ける時の注意

- ・ 気にかかること等があれば、予防接種を受ける前に、医師等に質問し、納得のうえ接種を受けてください。
- ・ 予診票は、医師が予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- ・ 予防接種を受けるにあたり、本人の意思確認と予診票への署名が必要になります。
- ・ 予診票があま市に提出されることに同意できない方は、全額自己負担による接種となります。

▶ 予防接種を受けることができない人

- ・ 明らかに発熱（体温が 37.5℃以上）のある人
- ・ 重篤な急性疾患にかかっている人
- ・ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
- ・ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

▶ 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人

- ・ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ・ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ・ 過去にけいれんの既往のある人
- ・ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症者がいる人
- ・ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- ・ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人

▶接種後の注意事項

- ・ワクチン接種後 24 時間は副反応の出現に注意し、特に接種直後 30 分以内は急激な健康状態の変化に注意しましょう。体調に異常を感じた場合には速やかに医師に連絡してください。
 - ・接種後は、接種部位を清潔に保ち、当日の激しい運動や過度の飲酒は避けましょう。
 - ・当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。
- 「インフルエンザ予防接種済証」の下に記載されている注意事項もお読みいただき、接種後は大切に保管しましょう。

予防接種の有効性(ベネフィット)と安全性(リスク)

◆◆◆◆有効性(ベネフィット)◆◆◆◆

インフルエンザは、咳やくしゃみなどによりウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

発熱(38℃以上の高熱)、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状が突然出現し、のどの痛み、咳、鼻水などの上気道炎症状がみられます。通常のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併して重症化する可能性も高いことから、予防接種によりインフルエンザの発病予防及び重症化予防が推奨されています。

◆◆◆◆安全性(リスク)◆◆◆◆

接種した部位の赤み・腫れ・痛みや、発熱・寒気・頭痛・だるさ等があらわれることがあります。通常2～3日中に消失します。その他、発疹やじんましん、かゆみ等があらわれることがあります。非常にまれですが重大な副反応として、ショック(顔色の悪さ、低血圧等)やアナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、むくみ等)、手足のしびれ、運動障害、意識障害、けいれん等があらわれることがあります。これらの症状があった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種によって健康被害が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種によるものと認定したときは、予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付の対象となります。

申請に必要なとなる手続きについては、保健センターにご相談ください。

「予防接種健康被害救済制度」の詳細については、厚生労働省のホームページでご確認ください。



予防接種健康被害救済制度

検索

